

2. 一般質問について

(1) 質問方式、時間について

① 県内各市議会の状況 (11/7 岩手県市議会事務局長会議資料より抜粋)

市名	方式	時間の配分	一人あたり持ち時間
盛岡市	片道	個人	一括質問 30 分 (全体で 60 分程度) 一問一答 15 分 (全体で 30 分程度)
宮古市	往復	個人	60 分
大船渡市	往復	個人	50 分
花巻市	往復	個人	60 分
北上市	往復	個人	60 分 (会派代表質問は答弁除く 40 分)
久慈市	往復	個人	会派所属 30 分、無会派 40 分
遠野市	片道	個人	30 分
陸前高田市	片道	個人	25 分 (55 分前後に議長が質問をまとめるように促す)
釜石市	往復	個人	60 分
二戸市	往復	個人	60 分
八幡平市	往復	個人	60 分
奥州市	—	個人	時間の規定はないが、1 時間を目途に終了している。
滝沢市	往復	個人	60 分

② 10/30 議員全員協議会での意見

- ・(質問、答弁時間の実態を踏まえ) 議員の質問時間が当局の答弁より少なくなっていて、当局答弁に議員の質問権が侵害されていると受け止めた。
- ・片道方式にすれば、議員の質問時間も時間どおり確保できるし、当局としても時間を気にせずに丁寧な答弁ができる
- ・質問する時間が当局の答弁によって左右されるのでは非常に不具合がある。
- ・答弁時間まで推測はできないところがある中で、片道をしっかり確保していれば、あとは議員のやはりやり方。
- ・1人40分とは言いながらも、会派の時間配分があり、その場合どうするのか。
- ・ある程度の時間がきたら、しっかり休憩をいれるべき。

(2) 質問内容の重複について

① 10/30 議員全員協議会での意見

- ・全体での(重複の)調整は難しいが、会派内では調整すべきである。
- ・「視点を変えて」ではなく「視点が違う」ので(同じ問題に)質問している。
- ・会派内で同じ問題を1人の持ち時間でできなければ、2人目、3人目で質問することはできる。
- ・一般の方に重複していると映っている(思われている)のであれば、質問の在り方に問題があるのではないか。

② 重複回避の対応(他市議会の事例) ※再掲

- ・本通告をする前に、仮通告をし、議員間で重複事項の調整を行う。
(長野県飯田市議会、神奈川県茅ヶ崎市議会)
- ・重複する質問については、発言順位上位者への執行部の回答で納得が得られる場合は、質問を省略する。(滋賀県長浜市議会)